

# 利用可能な県の施策一覧

令和6年4月1日現在

| 施策の名称                            | 内容  | 外線からの<br>問合せ先  |
|----------------------------------|---|--|
| 県営住宅への入居                         | パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を入居申し込みにご利用できます。                      | 住宅課<br>県営住宅グループ<br>087-832-3581  |
| かがわスマートハウス促進事業補助金                | パートナーシップ宣誓証明書があれば、夫婦と同様に取り扱います。                                   | 環境政策課<br>カーボンニュートラル<br>推進室<br>087-832-3851   |
| 香川県知事表彰<br>香川県文化表彰<br>香川県教育委員会表彰 | 被表彰者が死亡した場合の表彰において、パートナーシップ等の関係にある方は、遺族に含めて授与することができる取扱いとします。     | 秘書課<br>087-832-3013<br><br>文化振興課<br>総務・振興グループ<br>087-832-3784<br><br>教育委員会総務課<br>総務・財務グループ<br>087-832-3730 |
| 心身障害者扶養共済制度                      | パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を加入手続きにご利用できます。                       | 障害福祉課<br>地域生活支援グループ<br>087-832-3292  |
| 県立病院での患者の病状説明、面会等                | 医療上の配慮として、従来よりパートナーシップ等の関係にある方に広く認めています。<br>(詳細は、各病院にお問い合わせください。) | 中央病院事務局<br>診療支援課<br>087-811-3333<br><br>丸亀病院事務局<br>総務企画課<br>0877-22-2131<br><br>白鳥病院事務局<br>0879-25-4154    |

## 【県職員向け】

世帯用の県職員住宅及び教職員住宅について、パートナーシップ宣誓証明書又はファミリーシップ宣誓証明書を入居申し込みにご利用できます。